

職員等の旅費の支給に関する規則及び特別職の職員の旅費等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鳥取市長 深澤義彦

## 鳥取市規則第26号

職員等の旅費の支給に関する規則及び特別職の職員の旅費等の支給に関する規則の一部を改正する規則

(職員等の旅費の支給に関する規則の一部改正)

第1条 職員等の旅費の支給に関する規則(昭和46年鳥取市規則第9号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「する」を「し、旅行命令権者が次の各号のいずれかの運送のみでは旅行することが困難と認めるときは、現に運送を行った各号の規定により算定した額の合計額とする」に改め、同項第2号ただし書中「前号の規定により算定した」を「取得した見積」に改め、「当該額とする」の次に「(第1項に規定する現に運送を行った各号の規定により算定した額を合計する場合であって、第1号の規定により算定した額と合計するときは、この限りではない。)」を加える。

別表第1を次のように改める。

### 別表第1 宿泊費基準額(第9条関係)

区分	宿泊費基準額(1夜につき)
北海道	15,000円
青森県	12,000円
岩手県	10,000円

宮城県	12,000円
秋田県	11,000円
山形県	10,000円
福島県	9,000円
茨城県	11,000円
栃木県	11,000円
群馬県	12,000円
埼玉県	16,000円
千葉県	17,000円
東京都	21,000円
神奈川県	16,000円
新潟県	16,000円
富山県	11,000円
石川県	10,000円
福井県	10,000円
山梨県	13,000円
長野県	13,000円
岐阜県	13,000円
静岡県	12,000円
愛知県	12,000円
三重県	12,000円
滋賀県	11,000円
京都府	20,000円
大阪府	16,000円
兵庫県	17,000円

奈良県	12,000円
和歌山県	11,000円
鳥取県	9,000円
島根県	12,000円
岡山県	14,000円
広島県	14,000円
山口県	9,000円
徳島県	10,000円
香川県	15,000円
愛媛県	12,000円
高知県	12,000円
福岡県	17,000円
佐賀県	11,000円
長崎県	13,000円
熊本県	14,000円
大分県	11,000円
宮崎県	11,000円
鹿児島県	11,000円
沖縄県	12,000円

(特別職の職員の旅費等の支給に関する規則の一部改正)

第2条 特別職の職員の旅費等の支給に関する規則(令和7年鳥取市規則第15号)

の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

区分	宿泊費基準額（1夜につき）	
	議会の議員 市長 副市長 教育長 水道事業管理者 病院事業管理者	教育委員会の委員 監査委員 選挙管理委員会の委員 公平委員会の委員 農業委員会の委員 農地利用最適化推進委員 審査会及び審議会等の委員 その他構成員
北海道	20,000円	15,000円
青森県	16,000円	12,000円
岩手県	13,000円	10,000円
宮城県	16,000円	12,000円
秋田県	14,000円	11,000円
山形県	13,000円	10,000円
福島県	12,000円	9,000円
茨城県	14,000円	11,000円
栃木県	14,000円	11,000円
群馬県	16,000円	12,000円
埼玉県	21,000円	16,000円
千葉県	22,000円	17,000円
東京都	27,000円	21,000円
神奈川県	21,000円	16,000円
新潟県	21,000円	16,000円

富山県	14,000円	11,000円
石川県	13,000円	10,000円
福井県	13,000円	10,000円
山梨県	17,000円	13,000円
長野県	17,000円	13,000円
岐阜県	17,000円	13,000円
静岡県	16,000円	12,000円
愛知県	16,000円	12,000円
三重県	16,000円	12,000円
滋賀県	14,000円	11,000円
京都府	26,000円	20,000円
大阪府	21,000円	16,000円
兵庫県	22,000円	17,000円
奈良県	16,000円	12,000円
和歌山県	14,000円	11,000円
鳥取県	12,000円	9,000円
島根県	16,000円	12,000円
岡山県	18,000円	14,000円
広島県	18,000円	14,000円
山口県	12,000円	9,000円
徳島県	13,000円	10,000円
香川県	20,000円	15,000円
愛媛県	16,000円	12,000円
高知県	16,000円	12,000円
福岡県	22,000円	17,000円

佐賀県	14,000円	11,000円
長崎県	17,000円	13,000円
熊本県	18,000円	14,000円
大分県	14,000円	11,000円
宮崎県	14,000円	11,000円
鹿児島県	14,000円	11,000円
沖縄県	16,000円	12,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の職員等の旅費の支給に関する規則及び特別職の職員の旅費等の支給に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。